

がっこうかんせんしょう 学校感染症

- 次の学校感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、出席停止となります。また集団発生した場合は、学級閉鎖などの措置がとられることがあります。

	感 染 症 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属 SARSコロナウイルスであるものに限り。) 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜 炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性 赤痢 腸チフス パラチフス その他の 感染症	感染のおそれがなくなるまで